

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第141号
事故等種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成26年11月15日 07時45分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬付近 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位202°6.9海里付近 （概位 北緯34°35.45′ 東経134°47.04′）
事故等調査の経過	平成26年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート <small>アルタイル</small> ALTAIL II、12トン
船舶番号、船舶所有者等	232-21615兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 主機クラッチに焼損 のり養殖施設 型枠のロープ、アンカーロープ等に切断及び浮きの流失
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.1m、船尾約0.6mの喫水で、家族及び友人計4人を乗せて東播磨港南方沖に存在する鹿ノ瀬（浅瀬）付近に至り、のり養殖漁場（以下「本件のり区画」という。）の中に入り、ロープの先端にかぎ針状の金具を取り付けた係留索をのり養殖施設の浮子綱（浮きを取り付けているロープ）に引っ掛けて係留し、船首を風に立てて釣りをを行うこととした。</p> <p>本船は、西風及び波を受け、船首が風に立った状態で東方に押され、係留索が緊張した状態となったところ、根元から切れ、東方へ流された。</p> <p>船長は、本船を前進させて切れた係留索を取り込んだのち、浮きから離れようとして主機を僅かに後進にかけたところ、後退する速度が増したので、直ちに主機クラッチを中立とした。</p> <p>本船は、後進行きあしがある状況で東方へ圧流され、平成26年11月15日07時45分ごろのり養殖施設に乗り揚げて停止した。</p> <p>船長は、主機のクラッチレバーを前後進に操作したものの、本船は動かず、プロペラ等に綱（型枠のロープ）を巻き込んだものと思い、118番及び会員制の救助組織に救助を要請した。</p> <p>本船は、要請を受けた救助船等が来援し、のり養殖施設の使用者の了解を得て綱が切断され、本件のり区画から引き出されたものの、自力航行ができなかったため、救助船にえい航されて出発場所である姫</p>

	路市のマリーナに帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5～約2.0m、潮流 東北東流約0.4ノット
その他の事項	船長は、これまでに本件のり区画の外側で釣りを行ったことがあったが、本件のり区画に入ったことはなかった。 船長は、出港前に確認した気象及び海象情報の予報が波高0.5mであったので、出港し、本件のり区画の南側に至った際には波が高くなっていたが、本件のり区画内であれば、波は穏やかだろうと思い、本件のり区画に入った。 本船が使用していた係留索は、直径約12mmの化学繊維製であり、約4～5年使用されていたものであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、西風及び波高約1.5～約2.0mの波がある状況下、鹿ノ瀬付近の本件のり区画において、浮子綱に引っ掛けた係留索が切れ、船長が、同係留索を回収したのち、主機を後進にかけたところ、風浪を受けて後進する速度が増し、東方へ圧流されていた際、船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、のり養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、西風及び波高約1.5～約2.0mの波がある状況下、本船が、鹿ノ瀬付近の本件のり区画において、浮子綱に引っ掛けた係留索が切れ、船長が、同係留索を回収したのち、主機を後進にかけたところ、風浪を受けて後進する速度が増し、東方へ圧流されていた際、船尾方の見張りを適切に行っていなかったため、のり養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・許可を受けていない者は、のり養殖漁場への進入を慎むこと。 ・係留索などのロープは、使用する前に破損等がないことを点検し、十分な強度を有することを確認すること。